

がん対策推進協議会の今後の進め方について(案)

1. 専門委員会の設置と協議会集中審議等について

○以下の整理としてはどうか。

- ① がん対策推進基本計画に分野が設定されているものの、更なる俯瞰的かつ戦略的な検討が必要であって、極めて専門的な知見が必要な分野については、がん対策推進協議会に専門委員会を置き、計画について仔細に検討を行う。
 - ② がん対策推進基本計画の変更にあたり、分野横断的に特に協議を深める必要のある分野については、がん対策推進協議会において集中審議を行う。
 - ③ 制度の運用方法等について検討を行う必要のある分野については、別途厚生労働省健康局長の諮問機関を設置する。
- ※ がん患者のみを対象とせず、制度全体を俯瞰する必要がある分野については、他局と連携して検討(例:在宅医療)。
- ※ がん対策推進基本計画の変更にあたり、協議を行う必要のある分野であって、①専門委員会の設置、②集中審議を行う以外の分野については、通常のがん対策推進協議会において、協議を行う。

(参考)

専門委員会の設置について了承された分野	がん研究
特に協議を深める必要があるとして、前回の協議会において提案された分野	がん診療連携拠点病院、緩和ケア、放射線・化学療法、がん対策指標、在宅医療
協議会から制度の検討が必要と要望書が提出された分野	がん登録、がん診療連携拠点病院、たばこ対策、トラックグラグ等

2. 協議会における集中審議の方法について

○ 以下の方法で行ってはどうか。

- 現況報告(調査)、関係資料のとりまとめ等
- 関係者ヒアリング(必要に応じて)
- 討論

※ 集中審議項目に係る意見については、会議開催の2週間前までに、事務局宛て書面にて提出のこと。

3. スケジュールについて

- 今後、月1～2回程度のペースで、集中審議を行ってはどうか。
- 集中審議を行っていない分野について、集中審議後協議会において協議し、がん対策の指標について協議の上、がん対策推進基本計画の変更の骨子について議論することとしてはどうか。
- 次回は集中審議第一弾として、がん診療連携拠点病院のあり方について議論してはどうか。

日時：平成22年12月10日（金）13:30-15:30

議題（案）：がん診療連携拠点病院のあり方について

- ・ 現況報告
- ・ 関係者からのヒアリング（都道府県拠点病院、非都市部の拠点病院、都道府県担当等）
- ・ 討論

※ なお、具体的に指定要件を見直す場合には、必要に応じて局長の諮問機関を設置して議論を行う